

鎌倉市農業委員会 令和 4 年度 第 11 回総会 次第	
日 時	令和 5 年（2023 年）2 月 22 日（水）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 10 番 飯田正実、11 番 平井保男、12 番 郷原均、 13 番 三橋義昭、 以上 13 名
事務局出席者	飯田事務局長補佐・小田主事・才藤主事・西村事務職員
欠席委員	5 番 小泉委員、10 番 飯田委員
議長（平井会長）	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。本日は局長が議会の関係で欠席となります。 委員の欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局（飯田補佐）	議長。5 番 小泉委員、10 番 飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、7 番 和田委員、8 番 落合委員にお願いします。 次回の現況証明委員についても、7 番 和田委員、8 番 落合委員にお願いします。
議長（平井会長）	次に、日程 第 1、報告 第 25 号、農地法 第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、1 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局（小田職員）	議長。日程第 1、報告第 25 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、1 月 11 日から 2 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の 1 ページ及び 1－1 ページの整理番号 1－①、1－2 ページの整理番号 1－②の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 4 年 7 月 14 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 5 年 2 月 14 日に専決処分いたしました。 以上 1 件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長（平井会長）	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）

議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第26号、農地法 第4条 第1項 第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、2件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程第2、報告第26号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、1月11日から2月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料2～4ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 2ページの番号1と、3ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年3月20日に駐車場へ転用のため、令和5年1月23日に専決処分いたしました。 続きまして2ページの番号2と、4ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年2月6日に専用住宅へ転用のため、令和5年1月31日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第3、報告 第27号、農地法 第5条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程第3、報告第27号、農地法 第5条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、1月11日から2月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料5～6ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 5ページの番号1と、6ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。

	本件は、令和5年5月8日に専用住宅へ転用のため、令和5年1月30日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。確認ですがここは市街化区域ですよ。
事務局(小田職員)	議長。はいそうです。
3番(石澤委員)	市街化区域だから家を建てていいということですよ。
事務局(小田職員)	議長。はい。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程第4、報告第28号、農地法第43条第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程第4、報告第28号、農地法第43条第1項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 資料につきましては、資料7～10ページをご覧ください。 まず資料9ページをご覧ください。農作物栽培高度化施設の設置については、平成30年11月16日付けで農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が施行され、農作物の栽培の効率化・高度化を図るために設置される農業用ハウス等については、事前に農地法第43条の規定による農業委員会への届出をし、基準を満たしていることが確認できれば、底面を全面コンクリート等で覆う場合であっても農地転用許可申請が不要となりました。 【主な基準要件】については次のとおりです。 ① 農作物の栽培の用に供する施設であること。 ② 施設の棟高は8m、軒高は6mを上限とし、平屋構造に限ること。 ③ 屋根や壁面を透過性のないもので覆う施設については、周辺の農地に2時間以上日影が生じないこと。 ④ 施設からの排水について、放流先の管理者の同意を得ること。 ⑤ 本制度の対象であることを示す標識を設置するなど、適切な措置が講じられていること。 それでは、報告に移ります。 7ページの番号1と、8ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年2月6日付で、届出者が菌床椎茸の空調栽培を行うにあたり、自身が所有権を有する農地において、透過性のないビニールで壁面を覆い、底面を全面コンクリートで覆う棟高4.3m、軒高2.3m、面積165.6㎡の農業用ハウスを設置するため届出があったも

	のです。 届出内容を確認したところ、いずれの基準要件も満たしていることを確認しましたので、令和5年2月14日に専決処分致しました。 なお、参考に10ページに【その他留意事項について】を添付してありますが、本件については該当がありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番 (郷原委員)	議長。12 番。既存の温室を壊したところに、新たに 165 m ² の菌床栽培施設を建てるということですか。
事務局(小田職員)	議長。はい。新しく設置をされるということで届出られています。
12 番 (郷原委員)	ここで可決されたら、標識の設置は農業委員会が行うのですか、それとも、自分で行うのですか？
事務局(小田職員)	議長。標識は農業委員会で用意してありますので、それを地権者業者が内容を記載し、設置することになります。意義としては正式に届出を出し設置されたものであるということを表示していただくことで、我々が調査に行った際等に認識できます。以前の農地法ではコンクリート面で土地を覆うことは許可を受けないとできませんでしたが、法の改正により、届出をして確かに農業用の施設として使うものであれば、許可申請までは求めない、その代わり、それが分かるように標識を出すこととなっています。
12 番 (郷原委員)	続いてですが、上物がいわゆる今までの温室という扱いの建物ではないが、建築確認等は必要ないのですか？この建物は空調施設を伴う栽培施設だから基本的に基礎がしっかりしたうえで、床をコンクリートではってしまうという話だと思うので、その辺の建築確認は必要性があるのですか。
事務局(小田職員)	建築確認の必要性はありません。建築基準法上でいいましても、今回の件でも、今までもそうだったと思うのですが、ビニールハウス系のものはもちろん基準はあるがそれを満たしているものであれば、建築基準法上、届出等が不要なものとして農地法上の農業用ハウスにあたるものについては必要ないとされています。 今回のものに関しては透過性のないもので覆いますが、形状としては今まで使われていた農業用のビニールハウスと同じであり、菌床栽培を行うということなので、透過性のないもので覆うという違いであって、特段、建築基準法上の申請、届出等は必要ないということを確認しています。
12 番 (郷原委員)	このような案件は今回が初めてですか。
議長(平井会長)	はい。私が委員になって初めてです。
12 番 (郷原委員)	分かりました。
12 番 (郷原委員)	■■■■さんは実際の作業者にあたるのですか。
事務局(小田職員)	作業者が誰かという所までは我々に関知できませんが、設置をするに申請にあたっては、あくまでも地権者にしかその権利がなく、こ

	の場合地権者が[REDACTED]氏です。複数名で営農されているということです。申請もご本人の依頼を受け業者から提出されていますので、内情は分かりかねます。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第5、報告 第29号、農地法 第18条 第6項の規定による合意解約通知について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程第5、報告第29号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、追加資料1～3ページをご覧ください。対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。中間管理というのは集積計画の前の計画ですか。
事務局(小田職員)	議長。はい。利用集積や配分を行っているもので、利用集積として、公社が借り受けていたものになります。
12番(郷原委員)	今回初めてこういった書式、形式ですか。
事務局(小田職員)	議長。いえ、令和年4度に[REDACTED]の件で一度合意解約をしており、同じような形式でお渡ししているかと思います。農業委員会としては専決するということではなく、合意解約が行われたという通知をお受けするという立場になっております。
12番(郷原委員)	了解しました。
3番(石澤委員)	賃貸人としての農業公社の会長が、通知者と当事者で違うのはなぜですか？なぜ名前が違うのですか。変わったのですか。
議長(平井会長)	この貸し借りの開始当時は、賃借人の農業公社の会長は佐藤氏でしたが、今年度に農業会議が農業公社を吸収合併し、農業会議の会長が農業公社の会長を兼ねることになったためです。

3 番(石澤委員)	わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問がないようですので、次に移させていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第6、議案 第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程 第6、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料11ページの議案書及び12ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から[]に農地を貸し出すものです。12ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、[]が耕作している土地です。 農業公社から[]への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和5年3月1日から令和10年2月29日までの5年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間7,100円となっています。[] []の農作業従事見込み日数は年300日、市内で現在9,172㎡を耕作しており、1名で営農するとのことです。 なお、対象地については、新規の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6 番(柏木委員)	議長。6 番。2月17日(金)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、草刈りが行われ、いつでも耕うんできる状態でした。 なお、対象地は新規の貸し借りになることから、この農地を使用する[]が現在耕作している17筆の農地についても現地確認を行ったところ、大根、カブ、サラダリーフ等の作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。

議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が 無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第25号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第25号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第7、議案 第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程 第7、議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料13ページの議案書及び14ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から[]に農地を貸し出すものです。14ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地です。 農業公社から[]への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和5年3月1日から令和8年2月28日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間15,100円となっています。 []の農作業従事見込み日数は年300日、世帯員含め5名で営農するとのことです。 なお、対象地は、遊休農地解消対策事業により回復した土地で、新規の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6 番 (柏木委員)	議長。6 番。2月17日(金)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地 調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされ、畝づくりが行われており、[]に話を聞いたところ、[]と共に耕作し、今後、菊芋やヤーコン、夏にはポップコーンを栽培する計画とのことです。

	今後も地域と調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第26号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第26号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第8、議案 第27号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程 第8、議案第27号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、ご説明いたします。 お手元の送付資料15ページの議案書及び16ページの参考資料①、17ページの参考資料②をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案書等のとおりです。 本件は、農業公社から[]に貸し出すに当たり、市長から意見を求められているものです。 参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、[]が耕作している土地です。 期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。 賃借料については、1平方メートル当たり24円で、年間84,400円となっています。 []の農作業従事日数は年300日、現在18,300㎡を耕作しており、世帯員を含め4名で営農しているとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6番(柏木委員)	議長。6番。2月17日(金)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、地番[]においては、キャベツ、ニンジン等の作付けが行われていました。 また、地番[]については、耕うんされ、作付けの準備が行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及

	ばさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。 ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第27号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第27号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第9、議案 第28号、農地中間管理事業における農用地 利用配分計画に対する意見について、上程いたします。事務局から 説明をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程 第9、議案第28号、農地中間管理事業における農用地 利用配分計画に対する意見について、ご説明いたします。 お手元の送付資料18ページの議案書及び19ページの参考資料をご 覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案書等のとおり です。 本件は、農業公社から [] に貸し出すに当たり、市長から 意見を求められているものです。 参考資料の白塗りの土地が本件の対象地で、斜線地は現在、 [] が耕作している土地です。 期間は、令和5年4月1日から令和6年1月31日までの10ヶ月で す。 賃借料については、1平方メートル当り24円で、年間9,600円とな っています。 [] の農作業従事日数は年300日、現在7,728㎡を耕作しており、 1名で営農しているとのこと。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6 番 (柏木委員)	議長。6 番。2月17日(金)午前9時30分より、平井会長、現況証 明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、タマネギ、長ねぎの作付け が行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及 ばさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
2 番 (浜野委員)	2 番。期間が10箇月と短いがこの後にやめてしまうのかという気も

	しますが。
事務局(飯田補佐)	こちらの配分の計画の前に利用集積計画があるのですが、その計画の終期に合わせたものになります。
3 番 (石澤委員)	その前まではどうなっているのですか。
事務局(才藤職員)	報告第29号の参考資料②で[]が借りていた土地を途中で合意解約してその残りの期間を続けて[]が借りるという契約で話がまとまったとのこと。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第28号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第28号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第10、議案 第29号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程 第10、議案第29号、農地中間管理事業における農用地利用配分計画に対する意見について、ご説明いたします。 お手元の送付資料20ページの議案書及び21ページの参考資料をご覧ください。土地の所在等、計画内容は、お手元の議案書等のとおりです。 本件は、農業公社から[]に貸し出すに当たり、市長から意見を求められているものです。 参考資料の白塗りの土地が、本件の対象地で斜線地は現在、[]が耕作している土地です。 期間は、令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。 賃借料については、1平方メートル当たり24円で、年間30,800円となっています。[]の農作業従事日数は年350日、現在16,030㎡を耕作しており、世帯員を含め4名で営農しているとのこと。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6 番 (柏木委員)	議長。6 番。2月17日(金)午前9時30分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、小松菜、秋じゃがの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及

	ばさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。 ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第29号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第29号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第11、議案第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(小田職員)	議長。日程第11、議案第30号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 資料は22～24ページになりますが、この相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。 納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、資料のとおりとなっています。 本案件は、市街化調整区域内の農地であり、納税猶予の対象となります。 改めてお手元の送付資料22ページの議案書、及び23ページ、24ページの議案第30号 参考資料①②をご覧ください。 本件は、[REDACTED]の死亡により令和4年7月14日に相続が発生したことに伴い、[REDACTED]から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 なお、[REDACTED]は、相続前から対象地の耕作を行っており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で、説明を終わります。

議長(平井会長)	次に、現況証明委員の柏木委員から補足説明をお願いします。
6 番(柏木委員)	議長。6 番。2 月 17 日（金）午前 9 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の小泉委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、地番■■■■、地番■■■■いずれにおきましても、耕うんされ作付けの準備が行われていました。 相続人も相続開始前から農業に従事していることから、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 30 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(飯田補佐)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 30 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 12、その他、諸般の報告について、6 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(才藤職員)	議長。日程 第 12、その他、諸般の報告について、6 件、着席して、報告いたします。 諸般の報告 1、農地パトロールについて、報告いたします。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、農業委員 3 名、農業委員会事務局職員 2 名、市開発審査課職員 2 名、同じく都市調整課職員 1 名、横須賀三浦地域県政総合センター職員 1 名の合計 9 名で実施予定です。日程調整の結果、今年度 4 回目の農地パトロールを令和 5 年 3 月 17 日（金）の午前中に実施予定です。集合時間、場所等は改めて書面で通知します。 農業委員会からは、2 番 浜野委員、3 番 石澤委員、4 番 市川委員に参加をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、諸般の報告 2、生産緑地地区の取得のあっせんについて、報告いたします。 本日お配りしました資料、諸般の報告 2 参考資料①～⑥をご覧ください。 まず、生産緑地買い取り申出について、ご説明いたします。 参考資料①の「生産緑地買い取り申出に関するフロー」をご覧ください。 市街化区域内の農地のうち、生産緑地の指定を受けている農地は、税制面で優遇措置を受けることができますが、建築等の行為は制限

されることとなります。

フロー図をご覧になっていただくとお分かりいただけるかと思いますが、この制限を解除できるのは、市も、農業者も買い取らなかった場合のみとなります。

買い取り申出は、フロー図の左上のとおり、耕作者の死亡または故障による場合、指定後30年を経過した場合のみ行うことができます。

なお、死亡または故障の場合は、買い取り申出に農業委員会が発行する「主たる従事者証明」が必要です。

本件については、生産緑地指定後30年が経過し、令和5年1月10～12日にかけて、土地所有者から市長に買い取り申出が行われ、令和5年2月1日付けで、市としては申出地を買取らない旨の決定がなされたものです。

生産緑地法第13条の規定には、「市長は、買取らない旨の通知をしたときは、当該生産緑地において、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるよう、あっせんに努めなければならない。」とされていますが、生産緑地法第17条の2、あっせんを行う場合は農業委員会に協力を求めることができる旨規定されていることから、令和5年2月6日付で、鎌倉市都市計画課から当委員会にあっせんについての協力依頼があったものです。

生産緑地法第14条の規定により、買い取りの申し出があった日から起算して3箇月以内に所有権移転が行なわれなかったとき、つまり誰も買い取らなかったときは、当該生産緑地の行為の制限は解除されることとなります。

農業者が当該地を農地として購入する場合は、農業委員会での許可申請手続きが必要であるため、対象地の購入希望の方の情報がありましたら、令和5年3月10日までに事務局に申請するようお願いください。

また、行為制限解除後は農業委員会への届出による農地転用が可能となります。

なお、JAに対しても、市農水課を通してあっせんについての協力依頼を行う予定とのことです。

次に、諸般の報告3、第32回 遊休農地解消対策協議会の開催について、ご報告します。

遊休農地解消対策協議会を次回3月総会に合わせ、3月27日（月）午後2時30分より鎌倉商工会議所3階 301会議室で開催します。

内容としましては、来年度の活動計画の協議等を行う予定です。

次に、諸般の報告4、遊休農地解消対策実践活動について、報告いたします。

2月9日（木）に今年度11回目となる実践活動を実施しました。今回の活動は、来年度以降の活動地となる圃場の現在の状況を確認し、4月からの活動で必要な措置などを現地で確認しました。確認した内容に基づき、令和5年度の活動計画を作成の上、3月の遊休農地解

	消対策協議会で諮りたいと考えています。 なお、3月9日に予定していた12回目の実践活動は行わないこととします。 次に、諸般の報告5、湘南地区農業委員会連合会合同研修会について、ご報告いたします。 お手元の「令和4年度第2回湘南地区農業委員会連合会研修会の開催について」の通知をご覧ください。 この研修会は、藤沢市・鎌倉市・茅ヶ崎市・寒川町の3市1町で構成する、湘南地区 農業委員会 連合会が、農業委員の皆様を対象に実施するものです。 場所は、藤沢商工会議所ミナパーク 3階302・303会議室で、3月1日（水）午後2時から4時まで予定されています。 今後農業委員が使用することになるタブレット端末の操作方法などについての研修になります。 お忙しい時期とは思いますが、原則的に全委員参加でお願いしております。事務局は小田主事と才藤主事が出席予定となっております。 やむを得ない事情で、どうしても都合がつかない方は、お早目に事務局までご連絡ください。 現時点で欠席される方は挙手をお願いします。
12 番（郷原委員）	タブレットは一人一台ずつあるのですか。
事務局（小田職員）	今確認出来ている内容としては、お一人で触ってもわからなかったりするので、グループワーク的に操作してみるといった内容で、お一人一台あるかどうかは現時点ではわかりません。我々の方で国から支給があったタブレットについても7台しかないのも、一人一台はご用意がないです。
12 番（郷原委員）	研修では、実用的な取り扱いを教えてもらいたいのです。
事務局（小田職員）	議長。先行して、事務局側でタブレット研修行ってまいりました。実際に触ってどういうものが見られるかというのも、ご覧になっていたような場面はありましたが、一つ問題点がありました。タブレットの中のアプリにアクセスして農地の台帳や地図を見ていくのですが、国によるそのアプリのブラッシュアップが追い付いていないということで、実際にどこまでそれを使って実践的な操作ができるかは不明な点です。 私たちも実際に研修を受け、操作の部分をもう少し増やすべきではという意見を挙げたところではあります。2時間という限られた時間の中で、皆さんに操作していただくという面ではそういうところが不足する可能性はあるのではないかと思います。 今年度からタブレットを必ず使うこととなっており、先行して二宮町などが行っている中で色々な課題もあるようなので、必ずタブレットを使わなければいけないとはいえ、今までと同じように紙の

	調査票を補助的に使うなど、委員の皆さんが一番やりやすいように整えていこうとは思っております。 写真についてもアプリの中で写真を撮り、直接アップロードできる形をとるということが研修会でも話があり、皆さんから写真を送っていただくよりも楽になる部分もあると感じました。 初年度等は事務局の方でも皆様のサポートをしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。
事務局(才藤職員)	それでは、当日はよろしくお願いいたします。 最後に、諸般の報告6、3月総会の日程について、報告いたします。 今回は、3月27日(月)午後3時30分から、鎌倉商工会議所3階301会議室で開催します。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。諸般の報告の2、生産緑地の解除について、確か対象の生産緑地が、2箇月前の総会では、20箇所近くあったと思うのですが、なぜ今回は4箇所だけしかあっせんの協力依頼が出ていないのですか。
事務局(小田職員)	議長。前回もあっせんの協力依頼が10数件出ていました。今回はそれとは別件で出ています。ちょうどこのタイミングが生産緑地の指定を受けてから30年経過等の満了を迎える時期でありますので、今後とも続々こういうものが出てきます。 筆の一部の場合など、より正確な情報を提供するため、今回から生産緑地の指定をしている都市計画課から実際に渡された地図を使用して作成しているので、前回と添付した書類の様式が異なっております。
3番(石澤委員)	わかりました。
議長(平井会長)	他に何かご質問等ございますか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和4年度第11回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	
平井 保男	
議事録署名委員 7番	
小田 祐祐	
議事録署名委員 8番	
落合 るさこ	